管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
110010	企業会計単位通貨を主要外国通貨とする特例（産業空洞化対策関連）	会社法第431条	－	歴史的な円高の長期化により、日本を代表する輸出企業の収益赤字化、海外生産へのシフト、日本への逆輸入が進えてくる状態が進行すれば、国内産業が空洞化してしまう懸念されている。 この対策として、海外シフトのメリットの1つである「外国為替変動の影響が少い環境」を日本国内に設けることができれば、国際価格競争力の向上に繋がることが見込まれることから、産業の空洞化対策に効果的と期待できる。また、外国為替変動の影響を少なくすることは、急激な円安の際の輸入企業にも効果的と見込まれ、日本製品が今後も国際市場において活躍していくために必要な対応と考え提案するものの。 事業概要： ○　外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特別に認める。 輸出企業が、国内で、製造の段階から主要外国通貨により価格決定できれば、その後急激な為替変動が生じても、輸出、販売の段階で日本製品の価格は安定しており、国際市場において対等な価格競争を行うことができる。このような環境をつくるために、海外取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨として特に認めることとする。 そのためのリスク軽減策が必要となる。この対応は、各企業の実情に応じたものとなるが、例えば、友好関係にある企業間で、安定した為替契約や生産調整を行うことが考えられる。 事業区域は、外国取引の集中する国際貿易港や国際空港の所在する地方公共団体が適当と考える。 ○　外国為替市場により決定される価格に基づき外国取引を行うことを基本スタンスとするものであることから、市場価格から大き乖離した価格が横行する場合は、規制を設ける。 基本的な考え： ものづくり産業は、開発、生産、流通、販売等の課程を踏まえ価格設定するため、その間の通貨安定が必要となり、販売契約後に日々刻々と価格変動する環境には適さず、成り立たなくなると考える。	－	－	ご提案については、経済産業省においては規制を所管していないが必要に応じて法務省より協議を受ける。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1000010	個人	山口県	法務省 経済産業省
110020	鳥取オリジナル国際エネルギー融通システムの保安規制の緩和	電気事業法第38条，第42条，第43条	電気事業法における一般用電気工作物は、他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものと定義されている。	商用系統から受電する電気工作物と電気的に接続されていなければ、複数にまたがる区域と規模を限定することで、一般用電気工作物として認める規定とする。	<提案理由> 受電用の電線路以外の電線路により構外にある電気工作物と電気的に接続される場合は事業用（自家用）電気工作物となり、保安規程の提出、電気主任技術者の選任が必要となるため、事業化が困難となる。 600V以下の電圧で運用し、20kW以下の太陽光発電とお隣同士ネットエネルギー融通システムで連系して共同蓄電池と繋げるの規模なシステムについては使用する機器が技術的な要件を満たせば一般用電気工作物と見なされることで普及が進む。	D	－	「お隣同士ネットエネルギー融通システム」がどのようなものであるか不明であるが、太陽電池発電設備により複数戸に電力を供給するという提案であるならば、その配電線路下等に一般人が自由に立ち入ることができないような方策が講じられている場合は一構内として運用しており、一定の電圧及び出力の条件を満たせば、一般用電気工作物となるため、現行においても実施できる可能性があります。 ただ、システムの概要についてご教示頂ければと思います。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	D	－	電気事業法第38条の規定により、構内の電気工作物とその構内以外の電気工作物とを電気的に接続した場合、有事の際に公衆に対する保安上の危険度が高くなることから、事業用として日常から然るべき点検等を行い、一定の保安レベルを維持するため、事業用電気工作物として扱っているところ。 前回の頃と鳥取市とのけち合せの際にご説明いただいた構成案の3ろ屋外にわたる電線路に防火区画が施されている等の構成をとる案（構成案3）の場合におきましては、以下の条件に従っていただければ、同一構内にある一般用電気工作物として扱っていただいて問題ありません。 ①担任者が設備の構成を実知しており、屋外にわたる電線路に防災区画が設けられる等の安全対策が設けられており、感電する危険がないこと。 ②貸工場駐車場の外灯については、人が接触した際に感電する可能性があるので、柵等で囲うなど、人が容易に触れることができないようにすること。 ③電気設備の技術基準に沿って、道新器を施設することにより事故発生時に他の家庭等や電力系統等に波及しないようにすること。 本件は国内でも初のケースであるので、国の安全ポーラの設定のため、当該システムの保安状況について、定期的に国に情報共有していただきたい。なお、当該システムについては、電力会社から直接的に給電されている設備でないため、一般用電気工作物として扱ったとしても、電気供給者の同法第57条に基づく報請等の対象にはならないので、予めご留意いただきたい。	（要請なし）	複数戸の太陽光発電設備より各戸に電力を供給するものであり、その配電線路は一般人が自由に立ち入りることができないような敷設することで一構内として扱うことが可能との回答を受けたことから、鳥取市若葉台東団システムでは一般用電気工作物として扱うことが可能と考える。 今後の展開においては市道等をまたがってシステムを構築する場合も考えられるため、具体事例が発生した時点で再度検討を依頼したい。	鳥取オリジナル国際エネルギー融通特区	1010200100	鳥取市、中電技術コンサルタント株式会社	鳥取県	経済産業省
110030	商用電力と鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通システムとの共存基準の確立	電気事業法第17条	特定供給は、電気の供給者と需要家との間で密接な関係が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められる場合について、需要家の料金の保護の観点が損ずべきことから、需要家への供給義務や料金等の供給条件の届出義務なしに電気を供給できる制度	商用系統から受電する需要場所について、商用電力系統と電気的に分離した鳥取システムの屋内配線系統が存在できる柔軟な規定とする。	<提案理由> 一需要場所に商用系統とは別の系統が存在すると、お隣同士エネルギー融通システムに参加する個々の住宅が一般電気事業者から個別受電を受けられなくなるため、当該システムに接続ができない。 当該システムから住宅内の負荷に供給できるようにしなければ、防災時の電源としても使いづらい。また、常時も固定的な負荷を直流で供給できるようになれば、省エネ、低炭素化に寄与できる。	F－部C	I	災害による停電等の非常時において、自営線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことについては、現行の特定供給においても求められる組合を設置せずとも対応可能となるよう、総合特区提案において検討をしているところです。 御提案についても「お隣同士エネルギー融通システム」が自営線による供給なのか、停電時から復旧の手順（系統への逆潮が無いこと）等を確認させていただいた上で、同様のスキームによる対応をしたいと考えております。 なお、通常時において、組合等の密接関連性無しに複数の需要家に電気の供給を行うことは、電力小売事業の全面自由化の議論となりますが、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論を行っているところであり、現時点では対応は困難であると考えております。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	E	－	本システムは、自営線による特定供給に類するものですが、商用電力からの供給を受ける構内に自営線を構築するため、商用電力を供給する電気事業者として、相互に連系する電線路が存在する場合には一構内と見なすことができないとの考え方があり、各電気使用場所への個別の電気の供給を拒む理由はないとなっています。本システムは商用系統とは電気的に分離した構成をとるため、このことを確実に施設することで、個別受電に応じることが妥当であることを明示化していただきたく、別紙のとおり要望します。	（要請なし）	一般電気事業者の商用電力とは電気的に接続しない自営の配電線路で、一般電気事業者から受電する複数の需要家に特定供給により電気の供給を行うことは可能とのことであり、課題は解決したと考える。	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通特区	1010200220	鳥取市、中電技術コンサルタント株式会社	鳥取県	経済産業省
110040	商用電力と鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通システムによる特定供給の緩和	電気事業法第17条	特定供給は、電気の供給者と需要家との間で密接な関係が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められる場合について、需要家の料金の保護の観点が損ずべきことから、需要家への供給義務や料金等の供給条件の届出義務なしに電気を供給できる制度	特定供給を行う場合、関係する者は密な関係を有する組合等の設置について不要とする。（電気事業法施行規則21条第1項第3号）	<提案理由> 特定供給を行う場合、関係する者は密な関係を求められており、組合等の設置が求められるなど事業のビジネス展開が困難となる。 お隣同士エネルギー融通システムへの参加者を募る段階で、参加条件が厳しいと参加が進まないため。	F－部C	I	特定供給における「密接関連性」については、たとえば、単に同じ地域の需要家だからという理由で、密接な関係がない者の間で特定供給が認められるとすると、供給側が料金を引き上げる場合や、事業からの撤退を行う場合に も何ら法的な制限が無いことなり、需要家保護が破後されない懸念があります。 但し、災害による停電等の非常時において、自営線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことについては、現行の特定供給においても求められる組合を設置せずとも対応可能となるよう、総合特区提案において検討をしているところです。御提案についても「お隣同士エネルギー融通システム」が自営線による供給なのか、停電時から復旧の手順（系統への逆潮が無いこと）等を確認させていただいた上で、同様のスキームによる対応をしたいと考えております。 なお、通常時において、組合等の密接関連性無しに複数の需要家に電気の供給を行うことは、電力小売事業の全面自由化の議論となりますが、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論を行っているところであり、対応は困難であると考えております。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	F－部C	Ⅲ、Ⅰ	一般家庭等受電先が低圧となる第三者に電気を供給する事業を営む際には、供給の主体等によって、一般電気事業、特定電気事業、特定供給の区分が明確となると考えられます。本提案は、需要家側で所有する発電設備や送電線等により複数の需要家に電気を供給するものであり、特定供給に該当するものと考えております。 本提案は「特定供給とは異なる」「特定供給に類する」とのことですが、具体的にどのような点が特定供給に該当しないのか、整理の上明示して頂きますようお願いいたします。 その上で前回回答したとおり、特定供給は、需要家保護の観点から「密接関連性」を要件としておりますが、災害時等の非常時には、自営線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことは、特定供給で求める組合等（密接関連性）を設置しなくても対応可能となるように、総合特区提案で検討しているところであり、当該スキームによる対応を行いたいと考えています。 なお、通常時において、組合等の密接関連性無しに複数の需要家に電気の供給を行うことを含め電力小売事業の全面自由化については、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論を行っているところであり、対応は困難であると考えております。	非常時の使用を主目的としたシステムを通常時に使用する場合においては、組合等を設置せずに実施可能としたい。 との有提案主体の意見に対して、回答されたい。	非常時における自営線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことについて、現行の特定供給においても求められる組合を設置せずとも対応可能となるよう検討されているとお聞きしているところである。当該システムでは非常時を主目的とした運用を考えており、災害時の復興な勤作を図る観点や太陽光発電等の自然エネルギーを有効活用するという非常時を補完する観点から、通常時においても特定供給を行いたいと考えている。通常時の特定供給条件について事業者と需要家の同意が交わされていれば、組合等を設置せずとも実施可能としたい。 なお、特定供給の該当の有無は、その後確認した結果、別紙のとおり特定供給との認識を得ました。	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通特区	1120100300	鳥取市、中電技術コンサルタント株式会社	鳥取県	経済産業省
110050	温泉発電における特定事業者の送任者委任	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項	温泉バイナリー発電設備も含めて、火力発電設備においては、300kW未満のバイナリー発電設備において ボイラー・タービン主任技術者を選任することが義務付けられている。	出力300kW未満のバイナリー発電設備について、1年間継続して運転の安全性が確認できた場合は、他の小型汽力発電（300kW未満）と同様にボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とする。	ボイラー・タービン主任技術者の人件費コストの削減を図ることにより、温泉熱を利用した小型バイナリー発電（以下「温泉発電」という。）の普及を目指す。 具体的には、発電機を1年間継続して運転し、安全性が確認できた場合は、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とする。これにより温泉発電事業のランニングコストの改善が図られる。 提案理由： 静岡県は、温泉宿泊施設数全国第1位、源泉数全国第4位の温泉県であり、温泉の熱を利用した温泉発電の導入は、エネルギーの地産地消のほか、地域の新たな観光資源としての波及効果も考えられる。 昨年度、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において承認された規制緩和の対象が、代替フロンを媒体とするバイナリー発電機のみであるため、アンモニア水等を媒体とするものは、従来どおり、ボイラー・タービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。 ボイラー・タービン主任技術者の選任義務の緩和により年間約750万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。 代替措置： 安全面について、1年間の継続運転により安全性を確認する。	D	Ⅲ	平成24年4月頃を目途に「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件」等の電気事業法施行規則に関係する告示を改正することにより、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の選任が不要となっている。 また、それ以外の自家用電気工作物については、電気事業法第43条第2項の規定に基づき、一定の学歴・資格（※「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を参照http://www.nisa.meti.go.jp/law/files/shuninseido.pdf）を有する者であれば、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有さない者から主任技術者を選任することができる（「許可選任制度」）ため、新たに有資格者を雇用することなく、自社の従業員からボイラー・タービン主任技術者を選任することが可能であり、追加的な費用の負担を要せずともバイナリー発電設備を設置することが可能である。 なお、アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備についてのボイラー・タービン主任技術者の選任不要とすることについては、設置実績が乏しく、安全性の実証が現時点では困難なため、今後、事業者からのデータの提示によって技術進歩が確認されれば検討を行うこととしたい。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	アンモニア等を媒体とする発電設備は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温熱量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。本提案によりアンモニア等を媒体とするバイナリー発電設備の規制緩和を進めるよう要望する。 許可選任制度により、自社従業員からボイラー・タービン主任技術者を選任することが可能とのことであるが、温泉発電の事業主体として想定されるホテル、旅館業では許可選任の要件である機械工学の課程を卒業した従業員はいない。許可選任制度ではなく本提案による取組が必要である。	C D	Ⅲ	アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備は、爆発・火災や中毒といった公共の安全を脅かすリスクが存在するため、ボイラー・タービン主任技術者の監督下での工事・保守等が必要である。アンモニアを媒体とするバイナリー発電設備は、平成23年2月現在、我が国において2件と設置実績が乏しく、安全性の実証が困難であることから、選任を不要とすることは現時点では不可能である。ただし、今後、安全性の実証ができるデータの提示によって技術進歩が確認され次第、検討を開始することは可能であるためデータの提示をしていただきたい。 データの内容等に関しては、例えば設備の運転実績、事故・トラブルの発生状況や講じた対策・措置、安全性に関する技術情報、安全性向上のための技術開発状況（例：毒性ガスや可燃性ガスの漏えいによる爆発・火災や中毒のリスクを除外、低減させる技術）等が考えられ、それらのデータが一定数必要であると考えられる。そうしたデータに基づき、電気保安の観点から、第三者等公共に対する安全性について、技術的検証が必要である。 なお、平成24年4月17日付けで「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件」等の電気事業法施行規則に関係する告示を改正し、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とした。 それ以外の自家用電気工作物においては、電気事業法第43条第2項の規定に基づき、一定の学歴・資格（「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」参照：http://www.nisa.meti.go.jp/law/files/shuninseido.pdf）を有する者であれば、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有さない者から主任技術者を選任することができる（「許可選任制度」）。平成24年3月30日付けで同内規を改正したことにより、許可選任の要件を、出力200kW未満、圧力が1000kPa未満等の小規模な設備については、機械工学の卒業者だけでなく、①高等学校卒業者で火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者、②ボイラー取扱技能講習の修了者で労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラー毒4月以上取り扱った経験がある者、③2級ボイラー技士免状を有する者等に拡大し、自社の従業員が許可選任の対象になりやすくなった。 そのため、温泉発電の事業主体として想定されるホテル・旅館業においても、従業員等が選任されやすくなったと考える。	温泉発電における特定事業者の送任者委任	1013010	静岡県	静岡県	経済産業省
110060	温泉発電における特定事業者の外部委任化	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	火力発電設備においては、ボイラー・タービン主任技術者を選任するにあたり、外部委任することが認められていない。	出力300kW未満のバイナリー発電設備について、電気主任技術者と同様に外部委託化を可能とするよう措置する。	ボイラー・タービン主任技術者の人件費コストの削減を図ることにより、温泉熱を利用した小型バイナリー発電（以下「温泉発電」という。）の普及を目指す。 具体的には、ボイラー・タービン主任技術者の外部委託化を可能とすることにより、温泉発電事業のランニングコストの改善が図られる。 提案理由： 静岡県は、温泉宿泊施設数全国第1位、源泉数全国第4位の温泉県であり、温泉の熱を利用した温泉発電の導入は、エネルギーの地産地消のほか、地域の新たな観光資源としての波及効果も考えられる。 昨年度、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において承認された規制緩和の対象が、代替フロンを媒体とするバイナリー発電機のみであるため、アンモニア水等を媒体とするものは、従来どおり、ボイラー・タービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。 ボイラー・タービン主任技術者の外部委託により年間約690万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。 代替措置： 外部委託化による安全面への影響については、既に電気主任技術者は外部委託化が認められており、電気主任技術者と同様に一定の要件を付すことで安全性を確保できると考える。	B-1	Ⅳ	平成23年度内目途で「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を改正することにより、自家用電気工作物である火力発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者を自社の従業員以外の派遣労働者等から選任すること（外部委任）により選任することが可能となる。 ただし、その場合でも、兼任できる事業場は2つまでであり、また1つの事業場には常時勤務が必要となる。 なお、許可選任制度により、一定の学歴・資格・経験を有する者であれば、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有さない者から主任技術者を選任することができるため、新たに有資格者を雇用することなく、自社の従業員からボイラー・タービン主任技術者を選任することが可能であり、追加的な費用の負担を要せずともバイナリー発電設備を設置することが可能である。 上記内規の改正により、小型の設備については、ボイラー・タービン主任技術者の許可選任に際して必要となる学歴・資格等の要件を緩和する方針であるため、従業員がこれまでよりも許可の対象となりやすくなる見込み。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	許可選任制度により、自社従業員からボイラー・タービン主任技術者の選任が可能とのことであるが、温泉発電の事業主体として想定されるホテル、旅館業では許可選任の要件である機械工学の課程を卒業した従業員はいない。 内規の改正は許可選任の対象が実質的に拡大（卒業学科の拡大等）されるような要件緩和をお願いする。	D	Ⅳ	平成24年3月30日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を改正したことにより、自家用電気工作物である火力発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者を自社の従業員以外の派遣労働者等から選任することが可能となった。（ただし、その場合でも、兼任できる事業場は2つまであり、また1つの事業場には常時勤務が必要である。） また、許可選任制度についても、同日付けで上記内規を改正したことで、許可選任の要件が、出力200kW未満、圧力が1000kPa未満等の小規模な設備については、機械工学科卒業者だけでなく、①高等学校卒業者で火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者、②ボイラー取扱技能講習の修了者で労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラー毒4月以上取り扱った経験がある者、③2級ボイラー技士免状を有する者等に拡大された。 そのため、温泉発電の事業主体として想定されるホテル・旅館業においても、従業員等が選任されやすくなったと考える。	温泉発電における特定事業者の外部委任化	1013020	静岡県	静岡県	経済産業省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
110070	温泉発電における工事計画の届出等の不要化	電気事業法第48条第1項、第50条の2第1項、第52条第1項、第55条第1項 電気事業法施行規則第65条第1項、第73条の2の2、第79条第1項、第94条第1項、別表第2	温泉バイナリー発電設備も含めて、出力が300kW未満のバイナリー発電設備については、小型汽力発電と同様に、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とする。	温泉バイナリー発電設備も含めて、出力300kW未満のバイナリー発電設備については、小型の蒸気力発電と同様に、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とする。	工事計画に基づき実施する使用前自主検査等の不要化により、海外製の圧力容器等に関する日本の技術基準への適合検査費用を削減し、小型バイナリー発電機の設置費用のコストダウンを図る。 提案理由： 使用前自主検査等において、日本の技術基準を満たす海外標準規格の検査を通過した海外低コスト汎用品の圧力容器であっても、国内での使用の際には溶接に関わる全ての基準について技術基準への適合を検査し、設備において複数回の自主検査を実施する必要がある。このため、日本の技術基準への適合検査費用が高額となり、発電機のコストダウンを阻害する要因となっている。 また、海外製の圧力容器として主たるものではない部品（発電機やインバーターの冷却装置やフィルターなどの汎用品）は、海外では圧力が低いことから溶接検査対象となっていない場合があり、このため、日本の技術基準に適合する部品を調達する場合、特注となることからコストメリットを享受できない。 そこで、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とすることで、日本の技術基準への適合検査費用を削減する。 これらにより、約700万円の設置コストの削減が図られ、温泉発電の普及を図ることができる。 代替措置： 小規模な発電設備であり、設置者の自主保安や他の小型汽力発電の場合と同様に設備容量等の要件を付すことで安全性を確保できる。	C	Ⅲ	平成24年4月を目途に「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「小型のもの又は特定の施設に関する技術基準を定める省令」の改正を行い、海外製の圧力容器等の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型の水力タービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示を改正することにより、出力300kW未満であり、媒体に不活性ガスを用いる等の一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備については、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査が不要となる予定。 また、アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備についての工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とすることについては、設置実績が乏しく、安全性の実証が現時点では困難なため、今後、事業者からのデータの提示によって技術進歩が確認されれば検討を行うこととしたい。 なお、工事計画届出や法定自主検査を不要とすることで、該当しようとする海外製品の日本の技術基準への適合を不要化できると考えられているのであれば、たとえ工事計画届出や法定自主検査を不要とした場合でも、電気事業法第39条第1項及び第56条第1項に基づき、全ての電気工作物には技術基準適合義務が課されるため、自治体の提案における事実誤認となる。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。 あわせて、アンモニア及び毒性ガスを媒体とするバイナリー発電に関し、必要とされる安全性データとはどのようなものか、明らかにされたい。（提案主体がデータを自己取得・提示しようとする場合のガイドラインとして。）	アンモニア等を媒体とする発電設備は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温気量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。本提案によりアンモニア等を媒体とするバイナリー発電設備の規制緩和を進める必要がある。 本提案の趣旨は、工事計画届出等のコストの削減であり、日本の技術基準に適合した製品の使用を前提としたものである。	C	Ⅲ	アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備は、爆発・火災や中毒といった公共の安全を脅かすリスクが存在し、ボイラー・タービン主任技術者の監督の下、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査といった段階的な安全規制が必要である。アンモニアを媒体とするバイナリー発電設備は、平成23年2月現在、我が国において2件と設置実績が乏しく、安全性の実証が困難であることから、それらの不経済な不要とすることは時期尚早であり、また、今後、安全性の実証できるデータの提示によって技術進歩が確認され次第、検討を開始することは可能であるためデータの提示をしていただきたい。 データの内容等に関しては、例えば設備の運転実績、事故・トラブルの発生状況や講じた対策・措置、安全性に関する技術情報、安全性向上のための技術開発状況（例：毒性ガスや可燃性ガスの漏えいによる爆発・火災や中毒のリスクを除外、低減させる技術）等が考えられ、それらのデータが一定数必要であると考えられる。そうしたデータに基づき、電気保安の観点から、第三者等公共に対する安全性について、技術的検証が必要である。 なお、平成24年4月17日付けで「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであるガス発電所、水力設備及び火力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件」等の電気事業法施行規則に関係する告示を改正し、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備については、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とした。	C	Ⅲ	1 0 1 0 3 0 3 0	静岡県	静岡県	経済産業省
110080	工業団地における災害廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	工場立地法	－	工場立地法に基づき、廃棄物の最終処分場等の圧縮施設以外の施設を工業団地内に設置することが規制されているが、災害廃棄物（津波堆積物）を処分するために処理したもの（圧縮されたものを含む）の最終処分場については、工業団地の所在地を管轄している都道府県知事及び市町村長が土地利用に関して相当の余裕があると認めた場合に限り、規制を緩和して設置を認めることとする。	廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づく国の廃棄物処理施設整備計画や都道府県の廃棄物処理計画、市町村の一般廃棄物処理計画等に基づいて設置が行われているが、我が国の年数を考えると十分に確保されているとは言えない状況にある。このため、大きな災害が発生した場合は、最終処分場が一気に不足することになり、被災地の復旧・復興が大きく遅れることになる。 また、広域処理を行う場合、焼却炉等の能力に余裕がある場合であっても、焼却灰等の最終処分場が確保されていない場合は、既存の施設を活用できない状況に陥ることになる。 しかし、物流の便が良く人口密集地から離れている工業団地が利用できるようになれば、地域住民との合意形成に要やす時間を大幅に削減することができるため、結果的に被災地の復旧・復興が早まることになる。また、団地内の土地に余裕がある場合は、最終処分場を建設するまでの間、工場誘致が決まっていないエリアを埋立廃棄物の仮置場として一時的に活用することができる。 提案の理由： 1．東日本大震災のように想定外の災害が発生した場合は、がれき等を適正に処分するための最終処分場の確保が急務になる。 2．全国的にみると、工場の閉鎖や海外移転等により、将来的にも有効利用が困難と思われる工業団地が多数存在している。 代替提案： 1．食品加工等を主体とする工業団地は規制緩和の対象としない。 2．生ゴミや下水道汚泥等の有機物を埋めて立る最終処分場は規制緩和の対象としない。 3．設置が困難なために供給不足が予想される管理型最終処分場のうち廃棄物と雨水が接触しない被覆型のみを規制緩和の対象とする。	E	－	工場立地法上、御指摘のような、工業団地内に生産施設以外の特定の施設を設置することを排除する規定は存在していない。また、廃棄物処理業者は、工場立地法の規制対象外となっているところ。 以上により、廃棄物の最終処分場等を工業団地内に設置することが、工場立地法により規制されることはないものと考えている。	E	－				E	－	1 0 1 9 0 1 0	アーバンシステム株式会社	東京都	経済産業省 環境省
110090	特定規模需要者低圧需要者及び高圧接続所の要件緩和	電気事業法第2条 電気事業法施行規則第2条の2	一の建物、さく等で囲まれた一の構内等における需要が50kW以上であれば、特定規模電気事業者による供給が可能	エネルギー地産地消を推進し、地域での電力需給最適化をめざすエコタウンプロジェクトを構築するため、家庭用蓄電池やエネルギー・マネジメント・システム導入などの要件をたとえ家庭などの小規模な需要家を仕挑例を解決して事例し、一定規模の契約電力量が確保できる者に対しては、契約電力量に応じた高圧または特別高圧受電契約を適用可能とする。	ビル・エネルギー・マネジメントシステムを導入する中小企業やスマートメータ、ホーム・エネルギー・マネジメントシステム・蓄電池等を導入する家庭など、適切な電気供給量等の把握とデマンドレスポンス対応が可能な小規模な需要家を地域EMSが代行技術を駆使して集約し、大幅な契約電力量引き下げ条件に一括して高圧または特別高圧受電契約を適用する。 【提案理由】 エネルギー地産地消推進によるエネルギー自給率向上やデマンドサイドマネジメントなどによる発電コスト低減・系統負荷低減は、国民生活に直結する喫緊の課題であり、家庭を含む全需要家が積極的に省エネに取り組むことができる仕組みを早急に構築する必要がある。 この規制緩和により電気料金差額などで需要家へのインセンティブ付与が可能になるとともに、地域EMS運営経費への支出が可能になり、「次世代エネルギー・社会システム実証地域」において課題となっている地域EMSの自立的な運営が見込まれる。 この結果、次のような効果が期待される。 ・契約電力量の大幅な引き下げによる大規模な省エネ、発電コスト低減 ・地域EMSによるピークシフト、ピークカット ・地域EMSへ加入要件に需電池等を設けることによる系統負荷低減 ・住宅、蓄電池、家電、自動車など多様な産業活性化 ・地域EMSを介した電力自由化（小売サービス含む）	C	Ⅰ	御提案の内容については、電力小売事業の全面自由化の議論となりますが、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論しているところであり、対応は困難であると考えております。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。 特に、どのような点が対応困難なのか、どのような条件を付すことで実施可能となるか、代替方策の有無につき、明らかにされたい。 あわせて、電力小売事業の全面自由化の議論が総合資源エネルギー調査会に設置した委員会においてどのように行われているのか、簡潔にご教示いただきたい。	本来の目的は電力小売事業の自由化などではない。家庭を含む全需要家が参加可能なデマンドサイドマネジメントの仕組みを構築することにある。電力自由化が問題であれば条件を付すことで対応可能であると考える。提案要旨は次のとおりであり、具体的な事業スキームの提示を行う用意があるので、再度ご検討をお願いすると共に総合資源エネルギー調査会においても議論を願いたい。 ・地域EMSを電力会社との契約を電力供給を仲介ないしみなし一括受電契約が成り立ちやすくすることで ・需要家やビークシフト、ピークカット等に対して電力会社が受益者負担を行うこと ・需要家やビークシフト、ピークカット等を行う理由が明確な仕組みを構築すること	C	Ⅰ	電気事業法施行規則第2条の2において、電力小売事業の自由化の範囲として、「特定規模需要」が規定されており、建物やさく等の単位で区分されたこの需要場所において、50kW以上の需要がその対象となっているところ、本提案は、現在規制分野の対象となっている一般家庭等、隣接した複数の需要場所を総合して特定規模需要として扱うことにより、規制分野として扱われるべき対象を自由化対象とするものであり、一の需要場所の概念を変更することになるため、自由化範囲の拡大が生ずる可能性があることから、全面自由化の議論と併せて取り扱われるべきものと認識しています。 電力小売事業の全面自由化については、昨年来に経済産業省で取りまとめた「電力システム改革に関するタスクフォース論点整理」の中で、論点2として提示しており、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した電力システム改革専門委員会において議論をしております。 本提案については、具体的な事例も見ながら電力システム改革専門委員会において検討を進めて行きたいと考えます。						C	Ⅰ	1 0 2 5 0 1 0	埼玉県	埼玉県	経済産業省
110100	自己託送制度の推進に向けた同時同量原則の緩和	電気事業法	－	提案理由： ・ゼーク時電力の遠送が今後とも継続する可能性があるとの判断に立ち、円滑な生産活動を維持するため自家発電設備の増強に取り組む企業が増えている。 ・しかしながら、事業所によってはガスインフラが未整備であるとともに、事業所毎のデマンドが小さいため自家発電設備の投資効果が期待できない場合がある。 ・そこで、ガスインフラが整っている事業所から他の事業所への電力託送（自己託送）を検討することになるが、現行では、企業が電力の送電網を使用して自社事業所間の自己託送を行う場合、その活用小運用ルールを弾力化する法的規制がない。 ・しかしながら、自己託送を希望する企業と電力会社との契約において、実態として、特定電気事業者について決で定められた条件（同時同量の原則：電力の需要量と供給量を30分毎に30以内の変動範囲で一致させること）と同様の内容が求められており、その遵守は企業にとって技術的、コスト的に負担となる。 ・電力不足やピークカット対策として、自家発電による企業の自社事業所間の託送を行う場合には、送電量が比較的小さく、送電網への影響が少ないと考えられるため、1時間毎に3%以内の変動範囲で一致させることとし、これを規制等で規定し、特定電気事業者よりも緩和した条件で電力会社の送電網を使用できるようにする。	C	Ⅰ	現在の電気事業法では、電気事業者以外の者が自己による電気の消費を目的として供給する振替供給、いわゆる自己託送については、卸託送や小売託送の場合と異なり、こうした託送サービスの実施が特定の需要家のために行われるものであって広く一般需要家の利益を増進するものとは、自己託送の広範な実施により一般電気事業者の供給責任の遂成が阻害されるおそれがあることから、現時点では、「託送供給」の定義に含まれず、したがって、卸託送や小売託送と同様の制度化は行われておりません。 なお、ネットワークの公平かつ公正な利用の為が行われては、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論しているところであり、現時点では対応は困難であると考えております。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。 あわせて、ネットワークの公平かつ公正な利用のあり方について議論が総合資源エネルギー調査会に設置した委員会においてどのように行われているのか、簡潔にご教示いただきたい。	・今夏の電力需給を考慮すると、企業の自家発電の拡大やそれに伴う自己託送の実施は、広く社会的に意義が認められるものであり、その推進に向け、早期に制度を整備する必要がある。 ・なお、送電網への負荷という点では、特定電気事業者に比べ、送電量の少ない自己託送の影響は相対的に軽微と想定される。このため、自己託送に係る同時同量原則の緩和が一般電気事業者の供給責任の遂成やネットワークの健全性に重大な影響を及ぼすことにはならないと考える。	C	Ⅰ	・いわゆる自己託送は、広く一般の需要家の利益を増進するものではなく、特定の需要家のために実施されるものと考えられます。従って自己託送を広範に実施することによって、一般電気事業者の供給責任の遂成が阻害されるおそれがあることから、制度化しておりません。 一方で、ご指摘の背景は、節電要請がなされている需要家の生産活動等への影響を極力抑える観点であると理解しており、節電要請における自家発の活用拡大策を実施する際の指針として、平成23年11月に「節電要請時における自家発の活用拡大策について」を公表したところです。同指針においては、数値目標付きの節電要請を受けた需要家等が、自社や子会社等の別の需要地にある自家発を節電目標の遂成のために活用することを可能としております。 ・なお、自己託送を含むネットワークの公平かつ公正な利用のあり方については、昨年来に経済産業省で取りまとめた「電力システム改革に関するタスクフォース論点整理」の中で、論点8として提示しており、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した電力システム改革専門委員会において議論を行っております。 右提案主体の意見である電力システム改革専門委員会で自己託送の在り方について明確な指針を打ち出すことについての見解を示されたい。	・送電網への負荷という点では、特定電気事業者に比べ、送電量の少ない自己託送の影響は相対的に軽微と想定される。 ・「節電要請時における自家発の活用拡大策について」における指置は節電要請時に限られる。自家発電の一層の拡大を促すには、自己託送の推進により、常時、自家発電設備力を利用しやすい条件を整備することが必要であると考える。 ・上記のような必要性があることから、電力システム改革専門委員会において、自己託送の在り方についても明確な指針を3ち出すべき考える。	C	Ⅰ	・いわゆる自己託送は、特定の需要家のために実施されるものであり、広く一般の需要家の利益を増進させるものではないことから、広範な実施によって一般電気事業者の供給責任が損害されるおそれがあり、制度化しておりません。 ・自己託送を含むネットワークの公平かつ公正な利用の在り方や、同時同量制度の見直しについては、総合資源エネルギー調査会に設置した電力システム改革専門委員会において議論を行っており、自己託送のあり方も含め、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。	1 0 3 4 0 3 0	兵庫県	兵庫県	経済産業省
110110	容器包装プラスチックその他のプラスチックのリサイクルの推進	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第5項、同条第6項 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の表の8の項下欄第2号	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。	容器包装プラスチックとその他のプラスチックを一括回収したプラスチックを選別圧縮梱包したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人で ある財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率90%を下回る部分を自治体の負担とする。	実施内容： ・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック(PETボトルは除く)を一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック分別基準適合物」を製造し、再生処理事業者によりリサイクルする新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集、選別・圧縮梱包、容器包装プラスチックは以外のプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。 ・製品プラスチック等の一括回収においても選付金制度は、引き続き適用されるように配慮して頂きたい。 提案理由： ・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチクは、他の可燃ごみとともに、燃えるごみとして焼却されているため、リサイクルを推進したい。 ・秋田県は、秋田市以外の市町村はすべて人口が10万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が困難となり、容器包装プラスチックの分別収集が進んでいない。（法律では、30万人単位を想定している） ・秋田県では、秋田エコタウン計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。 ・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマーク にふる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。 ・本提案の効果としても、①化石燃料の節減、②CO2排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。	C	Ⅲ	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、一般廃棄物の増加に伴う処分場のひっ迫という我が国の実状に鑑み、一般廃棄物のうち大きな比重（容積比）を占める容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置として、その再商品化義務を特定事業者に課すことにより廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律である。 ・具体的には、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの（分別基準適合物）について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 ・その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」について「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」を求めており、これは、容器包装に係る再商品化義務を特定事業者に課することとされている法律の趣旨を踏まえ、容器包装廃棄物以外の廃棄物の処理義務が特定事業者に課されることのないように」するため、市町村が行う分別の段階において容器包装以外の物が付着し、又は混入していないものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。 ・御提案を実現するためには上記基準の改正を変するものと考えられるが、御提案に基づき上記基準を改正する場合、容器包装廃棄物部分の特定方法如何によっては特定事業者の負担が増加するおそれがある。 ・また、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会（中環審及び産構審による合同会合）の取りまとめ（平成22年10月）において「容器包装以外のプラスチックの中には、金属が付着するなど比率の高いもの、危険物を含むものなどリサイクル適さないものがあるとされ」ており、容器包装以外のプラスチクを一括して収集した時に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の変化が見込まれるのか、更に精査していく必要がある。」これらのデータを踏まえたとて、（略）消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて議論を進め、必要に応じてその成果を安り制度の運用に反映していくとともに、安り法の次期見直し作業にも反映していくことが望ましい。」と指摘されているとおり、容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に関しては、これらの審議会指摘事項に留意しながら、消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて検討していくべき課題である。 ・したがって、こうした利害関係者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 ・頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいりたい。						C	Ⅲ	プラスチックごみの一括回収・リサイクルシステム	1 0 3 5 0 1 0	秋田エコプラッシュ株式会社	秋田県	経済産業省 環境省
110120	容器包装リサイクル法における定期特化施設の位置づけ	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の表の8の項下欄第2号	・ 現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札による リサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。 ・ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第21条に基づく指定法人として、同法第22条に基づき特定事業者からの委託を受けて分別基準適合物の再商品化をする義務を負っている。協会は、当該義務を適正に果たすべく、材料リサイクル手法に係る再生処理施設の収半基準（分別基準適合物のうちプラスチック原材料に利用する物の量の比率に関する基準）等を定める「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定することにより、各再商品化手法による分別基準適合物の再商品化の適正な実施を確保している。	容器包装プラスチックとその他のプラスチックを一括回収したプラスチックを選別圧縮梱包したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人で ある財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率90%を下回る部分を自治体の負担とする。	現行法ではプラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の集中および合理化を進めることによって、社会的コスト（市町村負担コスト・特定事業者負担コスト）を減らすと同時にリサイクル製品の品質を向上させることを等を通じて更なる環境負荷低減を実現させる。 提案理由：第20次提案では対応不可回答ではあったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、現行法の整合性や運用の仕方を問題にする回答であったため、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、特区において段階的な導入ができたのの提案を中心とする。選別特化施設には入リサイクル製品の選別品目を細分化でき、品質を向上させることができる。B.材料リサイクル向けプラスチックとケミカル・サーマル向けプラスチックに分配することができる。C.市町村の選別・保管業務と再商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これらA～Cの詳細や代替措置については別紙にまとめた。 これらA～Cのうちどの部分まで対応可能なのかを含めて回答をいただきたい。	提案A：該当なし 提案B：該当なし 提案C：C	提案A：E 提案B：D 提案C：Ⅲ	（1）提案Aについて ・今回提案Aを実現するためには、協会がガイドラインで定める収率基準等に関し、新たな基準が必要となるが、当該基準は民間団体である協会が定めるガイドラインに規定されているものであって法令による規制ではないため、現行の構造改革特区制度の中で措置で可能な対象ではない。 ・他方、今回提案Aについては、分別基準適合物の再商品化の高度化を図るものとして、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号。以下「基本方針」という。）に定める「再商品化により得られた物の質の向上を図る」という方針等に合致しうる提案である。 ・このため、構造改革特別区域による対応の検討とは別に、御提案の実現に向けて、協会と連携して収率基準等に関する新たな基準のあり方等について有識者等の関係者を交えて検討を行い、平成24年度を目途に結論を得る。 （2）提案Bについて ・御提案は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年政令第411号）第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないため、御提案のジョイントグループ形式での入れは現行規定により対応可能である。 （3）提案Cについて ・前回（第20次提案）御提案いただいた際の回答と同様であるが、仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されて、しまう可能性が高くなるおそれがある。このため、入札による競争原理が事業上働かない状態が長期間にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりするおそれがある。 ・また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付け（平成7年政令第411号）第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないため、御提案のジョイントグループ形式での入れは現行規定により対応可能である。 （3）提案Cについて ・前回（第20次提案）御提案いただいた際の回答と同様であるが、仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されて、しまう可能性が高くなるおそれがある。このため、入札による競争原理が事業上働かない状態が長期間にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりするおそれがある。 ・また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付け（平成7年政令第411号）第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないため、御提案のジョイントグループ形式での入れは現行規定により対応可能である。 ・頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいりたい。						提案A：該当なし 提案B：該当なし 提案C：Ⅲ	提案A：該当なし 提案B：該当なし 提案C：C	提案A：該当なし 提案B：該当なし 提案C：Ⅲ	1 0 3 8 0 1 0	株式会社エコプリック、恵円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省